総務常任委員会調査報告書

(平成19年3月定例会)

1 調査事件

消防体制について

2 目的

火災や自然災害等から尊い人命と貴重な財産を守ることは、自治体にとって最大の責務である。 少子高齢化が進むなか団員の確保等の組織体制、水利をはじめとする施設整備のあり方など、消 防体制の一層の充実を図るべく調査を実施した。

3 調査の経過

平成18年12月21日(会期中)

平成19年 1月11日

1月17日 現地調査(立川分署、立川福祉センター貯水槽、吹払、貢地目地区、 余目分署、余目バイパス47号線、庄内臨空工業団地あまるめ)

2月 2日

2月14日 消防団幹部会との合同会議

2月16日

2月19日

4 調査の結果

「現況」

(1)組織について

庄内町消防団員は町の条例定数1,100名に対し1,68名の団員となっている。 各班の基準数は「別表1」のとおりであるが、基準数を超えている班19班、定数同数4 9班、不足している班29班と組織的にバラツキがあった。特に定員の半数にも満たない 班3班、半数の班4班である。

また、昼間に庄内町に在住している消防団員は5444名で、全体の41.5%である。

(2) 水利について

本町内に設置されている消火栓、貯水槽等の消防庁告示による水利基準によると充足率は、全体として71.3%(余目地区79.3%、立川地区50.3%)となっている。 集落毎にみると消防水利基準の50%未満の集落が28集落あった。

消火栓は配水管 150mm に接続されているもの 264基、150mm 以下に接続されているもの 395基あった。また、庄内臨空工業団地あまるめについては地下式であった。 貯水槽では 40t以上のものが 180基あり、20t~39tが 59基であった。 また集落によっては 20t未満のものもあり、貯水槽の無い集落は 12集落あった。「別表 2」参照 不足する水利については河川等の自然水利を利用している。

(3)常備消防について

酒田地区消防組合の余目分署、立川分署とも昭和48年に設置され現在に至っている。 「課 題」

(1)組織について

ア 若者の減少や勤務地との関係から、団員の確保がむずかしく、減少の拍車がかかってお

- り、昼間稼動団員確保にも大きな影響を及ぼしている。どう解決を図るかが課題である。
- イ 自主防災組織が、未組織の集落も散見される。

(2) 水利について

- ア 消防水利基準に照らし施設不足の地帯が散見される。
- イ 民有地に設置されている消火施設の取り扱いについては1町2制度になっている。
- ウ 自然水利は4月~9月まで使用可能であるが、冬期間の渇水期は使用できない所もある。

(3)常備消防について

建物の老朽化に加え敷地が狭いため、日常訓練と装備点検等に支障をきたしている。

「意見」

(1)組織について

- ア 各班ごとに定数基準を目標にして団員数を確保し、有事に即応できる体制にすべきである。
- イ 入団の際は、仲間意識を持たせるように考慮し、自分たちの地域は自分たちで守るという、自主的な地域防災の心を啓蒙することも必要である。
- ウ 初期消火活動においては、自主防災組織に負うところが大きい。消防団OBも含めた組織化を急ぐべきである。
- エ 自主防災組織は、消防団との連携を密にしながら訓練や研修を行い、防火に対して実行 ある組織にすべきである。
- オ 団員以外の補償制度については、認識に差異があった。周知徹底を図り、住民の協力し やすい環境を整備すべきである。

(2)水利について

- ア 消防施設の整備計画に沿って、水利の空白地帯の解消に努めるべきである。
- イ 渇水期における自然水利の活用については。関係機関との話し合いを持ち可能な限り流水を図れるように交渉すべきである。
- ウ 積雪時でも消火施設を把握できる表示をすべきである。庄内臨空工業団地あまるめのような地下式消火栓は雪国である本町には不向きである。今後については検討を要する。
- エ 宅地造成にあたっては、消火栓と保管箱をセットにして公共の土地に設置すべきである。
- オ 消火施設負担区分の1町2制度については、早期に解消すべきである。
- カー学校プールは、有効な施設であり、改修に際しては取水口を設置すべきである。

(3)常備消防について

- ア 酒田地区消防組合余目分署の施設的課題は、これまでも意見を述べてきたが極めて深刻である。 改善に向け一層の努力を図るべきである。
- イ 分署は日常訓練可能な施設にすべきである。